

平成28年12月22日

魚沼市議会議長 浅井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12月22日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、消防庁舎の土地取得について及び冬期間の空き家対策の現状について、執行部から説明を受け、質疑を行った。また、議会報告会の意見・要望等の取り扱いについて協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、入広瀬地区コミュニティバス実証実験の乗降者数について、個人市民税における寄附金税額控除の対象法人の指定について及びふるさと結寄附金（ふるさと納税）の寄附状況について執行部から報告を受けた。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 8 号 市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請願書
- (2) 請願第 10 号 生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書
- (3) 議案第 107 号 魚沼市行政組織条例の一部改正について
- (4) 議案第 111 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 112 号 魚沼市職員の退職管理に関する条例の制定について
- (6) 議案第 113 号 魚沼市税条例の一部改正について
- (7) 議案第 116 号 相互救済事業の委託について
- (8) 議案第 117 号 指定管理者の指定について（魚沼市折立ふれあいの郷）
- (9) 議案第 118 号 指定管理者の指定について（魚沼市小出郷文化会館）

2 調査事件

- (10) 所管事務調査について
 - ・ 消防庁舎の土地取得について
 - ・ 冬期間の空き家対策の現状について
 - ・ 議会報告会における意見・要望等について
- (11) 閉会中の所管事務等の調査について
- (12) その他
 - ・ 入広瀬地区コミュニティバス実証実験の乗降者数について
 - ・ 個人市民税における寄附金税額控除の対象法人の指定について

3 日 時 平成 28 年 12 月 22 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄、岩井富士夫

8 委員外議員 渡辺一美

9 説明員 佐藤市長、角家総務課長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、桜井税務課長、
佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、栢沢消防長、小峯まちづくり室長

10 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

11 経 過

開 会 (9:59)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それでは本委員会に付託されました議案について審査願います。

(1) 請願第8号 市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請願書

遠藤委員長 日程第1、請願第8号、市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 請願の趣旨、請願事項については記載のとおりです。同じ内容の要望書が市長宛てに提出されているということです。この請願については、都市計画、場所、住民理解など課題があることも請願者は理解しております。そういう中で皆さん方からよろしくご審議をお願いしたいということでございます。

遠藤委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。

富永委員 請願趣旨に書いてありますが、大勢の方々より利用されて親しまれている施設だということですが、市又は市外の方がいらっしゃると思いますが、その施設を利用するに当たって定期的に利用契約をされているような団体が何団体あったり、何人くらいだったり、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

高野議員 私のほうでは、詳しくその辺について調べておりません。

森山委員 請願者は佐梨地区のコミュニティ協議会ということですが、請願書を読んでも市にボウリング場をやってくれと言うのか、コミュニティ協議会がしたいので施設を活用させてくれと言うのか、ちょっとその辺がこの請願書見ても理解できないんですが、その辺はどういうことでしょうか。

高野議員 請願趣旨にもありますように、この佐梨地区コミュニティ協議会では、ボウリングの大会が協議会の事業として根づいているということもありまして、最後にありますように、市民の憩いの場であり、生涯スポーツ、文化施設ということから、ぜひこの施設については残していただきたい。できれば市のほうでなんとか施設の存続に向けて努力してもらえないかということでもあります。

森山委員 施設について市のほうからなんとか提供していただきたいというのは、請願事項からは読み取れるんですが、経営の主体は、コミュニティ協議会がやりたいからってことなのか、元の経営者がやるってことなのか、市でやれって言うのか、その辺が全くこの請願では読み取れないところがありまして、それでお伺いしたいわけです。

高野議員　その関係については、詳しく今までも聞いておりませんので、とにかくこの施設の存続をということで、議会のほうでも力を尽くしていただきたいということであろうかと思っております。

富永委員　請願事項の中に書いてありますけれども、市の空き施設だとか、統廃合されたような保育園や学校等の空き施設と書いてもありますが、請願者のほうで、どのあたりというような想定はされているのでしょうか。

高野議員　その辺については特に聞いておりませんが、この間、市のほうで学校統合なり空き施設があるということについては承知をした上でのことで、その部分含めて議会のほうでも力を尽くしていただきたいという趣旨だと感じております。

遠藤委員長　ほかに紹介議員に対する質疑はありますか。（なし）なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員の退席を求めます。続いて、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

森山委員　請願事項の中にあります市の空き施設、統合された保育園や学校等の空き施設を有効活用してというようなお話ですが、今の段階でそういった有効活用、ボウリング場としての有効活用ができるような施設が市内にはあるのかないのかお伺いします。

佐藤市長　今のところ、ボウリング場として、そのまま利活用できる状態の施設はないです。遊戯施設になりますので、そういった面からして現段階での可能性のある施設はないということであります。ただ、このあと用途変更したりしていけば、可能性がないばかりではないですが、現段階での遊戯施設として捉えた場合にはないと理解していただいて結構だと思います。

富永委員　ボウリング場が遊戯施設という観点からすると用途変更なりをする決議があったり、もちろん周辺地域の住民の皆さんの理解が必要だったりでしょうが、社会体育施設、生涯スポーツ、あるいは健康増進、スポーツ振興といった観点からの、ボウリングをスポーツとして捉えて、そのスポーツをやる設備としての空き施設の活用というような場合は、どのような取り扱いができるのでしょうか。

佐藤市長　遊戯施設ではなく、ボウリングと特定しないで体育施設ということになれば、生涯スポーツのできる施設ということになれば、可能性は出てくると思うんですが、ただ、今、その施設をどういう形で利用可能になるのかというのが、まだ明確なところが出ておりませんので、いずれにしても今の空き施設は全て用途指定を受けているところだと思いますので、そういった面でもう一回精査をしていかないといけないという気はしております。体育施設ということで考えれば、恐らく十分可能ではないかと思っています。

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（10：09）

（休憩中に自由討議）

再　　開（10：10）

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質疑等はありませんか。

森山委員 ボウリング施設の存続を求める請願につきましては、いろいろな部分をまだ検討して採択、不採択を決めたほうがいいと思いますので、もうしばらく調査の時間が必要ではないかと思いますので、継続審査の動議を提出します。

遠藤委員長 継続審査の動議が提出されました。この動議に賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）二人以上いますので、この動議は成立いたします。それでは、閉会中の継続審査についてお諮りします。本案について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定されました。

（２）請願第 10 号 生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書

遠藤委員長 日程第 2、請願第 10 号、生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります岩井富士夫議員に説明を求めます。

岩井議員 先ほどの高野議員からの請願に重複するところもあると思いますが、また違った角度からお話ししたいと思います。私が個人的なことで申し訳ないのですが、今から 46 年前に東京から小出に帰ってきたときに、ボウリング場がほぼ同じ時期にできあがりました。そこで、私はクラブを作りまして、パイオニアクラブと命名してやった記憶があります。今から見ると懐かしいことです。ここで皆さんに頭をリセットして聞いていただきたいと思います。ボウリングほど子供からお年寄りまで楽しめるスポーツはありません。東京オリンピックでも最終選考まで残ったのですから、娯楽ではなくスポーツの域ではないかと思っております。1 年間の打ち上げをボウリングでというように、今は欠かせない場となりつつあります。市民の最大公約数、スポーツする施設がついに市内に一つもなくなってしまった今、行政の光を当てることは、これまでの観点や感覚とは違う角度から考える、言い換えれば先入観を持たずに議論をすることが大切だと思っております。なお、今現在、市内 3,100 名、市外 600 名という、3,700 名の署名が集まったそうです。魚沼市に健康的な集いの場、ふれあいの場の必要性、重要性について、ぜひ闊達な議論をよろしくお願いしたいと思います。

遠藤委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この請願事項の中に、ボウリングの機械、機材、器具等の有効利用をする団体の発足支援をしていただくことということになっておりますが、具体的にそういった団体ができつつあるのか、まだこれからで、その発足の一の段階から、市から主導権を取っていただきたいのかという部分についてが明確ではありませんが、その辺についてはいかがでしょうか。

岩井議員 私が、何度か前経営者に会いまして話を聞きましたら、前経営者の元に、とにかくボウリングそのものを何とか残せないかというような声が非常に強くありました。先ほど言いました 3,700 名の署名が集まったという話を聞きました。前経営者としてみたら過去に、今まで 40 数年間やってきた実績の中で、もし自分が経営するという意味ではないですけれども、この施設を何とか残すという声を大事にするのであれば、機械そのものを

自分が今、ほかのところに保管をしてあるということです、その機械を使ってやっていただければ幸いです。私が聞いた話では、NPO法人でもよろしいですし、また、もしそういう前例がなくても、例えば川上村の子供と一般のバスを併用した前例がないことも、何とかやれるんじゃないかというようなことも話しました。そんな中で、施設を何とか残してもらいたいという声が強いので、機械をぜひ使ってやっていただきたいというまでの話ですので、具体的に誰がやるとか、どこでやるとかは、これからの話だと思います。

遠藤委員長　ほかにありませんか。（なし）これで紹介議員に対する質疑を終結します。岩井議員は自席へ戻ってください。本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

森山委員　請願事項の中にある団体の発足支援ということですが、市として発足支援をする場合、こういった部署が適当であるか、考えがありましたらお答え願いたいと思います。

佐藤市長　今、ボウリングの話が出ていますが、ボウリング競技については国体種目でもありますので、そういった面ではスポーツ施設であるということでしょうから、教育委員会が所管するのか、NPOを作るのであれば企画政策室が担当になるので。まるっきり民営化であれば、株式会社方式ということになれば、市はあんまり手出しするところはないと思いますけれども。NPOの設立の支援は企画政策課がやるということになりますので、形態、業態によって、また違って来るんじゃないかと思っています。合わせて、空き施設がどういう形で、どういう網掛けがなってるかというのを含めて、継続審査、1件目されておりますので、合わせて私どもも調査していきたいなと思っています。

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（10：19）

（休憩中に自由討議）

再　　開（10：22）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質疑等はありませんか。

森山委員　先ほどの請願と重複する部分がかなりありますし、こちらのほうは団体の発足支援等ということですが、まだ、こういった団体ができるのか見えない状況ですので、これについても、もう少し調査研究をするということで継続審査の動議を提出します。

遠藤委員長　継続審査の動議が提出されました。この動議に賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）二人以上いますので、この動議は成立いたします。それでは、閉会中の継続審査についてお諮りします。本案については、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。（異議なし）そのように決定させていただきます。

（３）議案第 107 号　魚沼市行政組織条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第 3、議案第 107 号　魚沼市行政組織条例の一部改正についてを議題とし

ます。執行部から補足説明はありませんか。

森山企画政策課長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 107 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 107 号 魚沼市行政組織条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 111 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 4、議案第 111 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 111 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 111 号 魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第 112 号 魚沼市職員の退職管理に関する条例の制定について

遠藤委員長 日程第 5、議案第 112 号 魚沼市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

森山委員 これは、いわゆる天下りみたいな、それに準じたような場合に届けを出せとか、制限をするというような条例だと思うんですが、違反した場合の罰則等が全くないんですが、そういったものは法整備上できないのか、できるんだけど、そこまではしていないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

角家総務課長 罰則についての規定は、上位の、元の法律の段階で罰則規定があります。今回、提出させていただいた部分については、それ以外の届け出と、国もしくは県の職員が市の職員になった場合であっても、その人たちの過去の役職についても規制の対象になるという、二つの条文を追加して条例で規定したものです。罰則規定は地方公務員法のほうで規定があります。

森山委員 そうしますと、この条例の中に罰則をあえて設ける必要がないという考えでしょうか。

角家総務課長 はい。そのとおりです。

大屋委員 仮に届け出をしなかった場合はどうなりますか。

角家総務課長 その際の処罰については調べておりません。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 112 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 112 号 魚沼市職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 113 号 魚沼市税条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 6、議案第 113 号 魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

桜井税務課長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 113 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 113 号 魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 116 号 相互救済事業の委託について

遠藤委員長 日程第 7、議案第 116 号 相互救済事業の委託についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

堀沢財政課長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 116 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 116 号 相互救済事業の委託については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第 117 号 指定管理者の指定について(魚沼市折立ふれあいの郷)

遠藤委員長 日程第 8、議案第 117 号 指定管理者の指定について(魚沼市折立ふれあいの郷)を議題とします。本件につきましては、富永三千敏委員が執行役員ということですので、地方自治法 117 条の規定により退席を求めます。(富永委員退室) 本件について執行

部から補足説明はありませんか。

森山企画政策課長 ありません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

岩井委員 施設の建設の経緯はどうなっているのかお知らせください。

森山企画政策課長 当該施設は、平成 10 年に、当初、電源開発株式会社が建設をした施設であります。平成 16 年 3 月に、当時の湯之谷村に無償譲渡されました。

岩井委員 活動内容、事業内容はどのようなのでしょうか。

森山企画政策課長 事業内容につきましては、マレットゴルフ場の運営管理、食品の加工販売、飲食店と温泉施設の運営、ミニフィッシング及び運動施設の運営、どぶろくの製造販売、その他付帯する一切の事業ということで、この振興組合の規約には出ています。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 117 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 117 号 指定管理者の指定について(魚沼市折立ふれあいの郷)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。富永委員の入室を求めます。(富永委員入室)

(9) 議案第 118 号 指定管理者の指定について(魚沼市小出郷文化会館)

遠藤委員長 日程第 9、議案第 118 号 指定管理者の指定について(魚沼市小出郷文化会館)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市民課長 ございません。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この指定管理者となる団体、特定非営利活動法人魚沼交流ネットワークですが、この団体の規模、人員、今までどういった活動をされてきたのか、その辺について説明を求めます。

佐藤市民課長 魚沼交流ネットワークは、平成 16 年に設立されております。会員は約 100 名。今までの事業は、市の委託事業であります森の学校、結いの灯り事業等をやっていたいております。

森山委員 年間の活動した予算規模、結果としてどの程度のお金を動かしているのか、答弁を求めます。

佐藤市民課長 2015 年度の資料で申し訳ありませんが、特定非営利活動に係る事業ということで 233 万円程度ということになっております。その他事業で 239 万円、合わせて 472 万円程度でございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 118 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

んか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 118 号 指定管理者の指定について（魚沼市小出郷文化会館）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（10）所管事務調査について

・消防庁舎の土地取得について

遠藤委員長 日程第 10、所管事務調査についてを議題といたします。まず、消防庁舎の土地取得についてであります。本件は、大屋委員より要求があり 9 月 20 日の委員会、委員外議員の渡辺議員の出席を求め調査をしたものであります。さらに調査が必要として前回委員会を閉じておりましたので、今回引き続き調査をするものであります。ただいまから質疑を行います。

岩井委員 この問題は、前市長のときからの問題でもあります。市長も新しく替わりましたので、ここは真剣にメスを入れてもらいたいという感じがあります。その辺、市長の決意をひとつ聞かせていただきたいと思います。

佐藤市長 この件については、私が議員のときにこの話をしたんですが、誰も賛同していただけなかったということが、この場に来てこういう事態になっているわけで、本来、財務規則上は、本来のルールからすれば 1 件処理で取り扱う必要があったんだろうと、私は認識しておりますし、また、用地の購入も議会に付すべき事件であったということを考えれば、本来はそれを当局のほうでしっかりと整理をしなかったということなので、その辺は執行部側の瑕疵も多いだろうと思っておりますが、すでに決算も終わって、全て認定をされた中で、この話を今ぶり返されるとですね、過去にさかのぼって職員の処分が出てくるという話になりますので、私どもはこういった一連の行動をですね、反省をしながら、これからしっかりと財務ルールに基づいてやらなきゃいけないと認識しております。本来ならば、すでに契約が終わって、2 カ年度で購入したってことは、財務ルールからは外れる形ではありますが、法的には過去にそういう事例があるということも含めて、完全に違反しているという部分ではないと思っておりますので、ただ、議会に付すべき案件、2,000 万円以上で、土地にあっては 5,000 平米以上というのが、議会の議決要件になっていますので、それを 2 カ年度で買うということは、本来はあってはならないことだと思いますので、今後、そういうことも戒めとして、当局のほうは持って行きたいなと思っておりますので、皆さん方の善良な判断をいただければありがたいなと思っております。これを長引かせてもですね、結果的にも良くない話ですので、これからの事務執行上、しっかりと財務ルールに基づいて、あるいはその執行の部分で、皆さん方に指摘されないような形で取り扱っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はありますか。

富永委員 今ほど市長のほうから考え方を聞かせていただきました。自分もそうすべきだなと考えておりますけれども、ここで委員外議員の出席を求めます。

遠藤委員長 委員外議員の発言の申し出ということで、渡辺一美議員からは魚沼市議会会議規則第 117 条第 2 項の規定によりまして、前日までに委員外議員の申し出がされておりますので、これから皆さんにお諮りしたいと思います。委員外議員の申し出について、これ

を受けることとするか、皆さんいかがでしょうか。

森山委員　先ほどの岩井委員の発言に、市長のほうから答弁があったわけですので、あえてさらに委員外議員の発言が必要か、私は非常に疑問があります。私は必要ないのではないかと思います。

遠藤委員長　それも含めて、申し出がされておりますので、これについてお諮りをし、過半数以上の賛同があれば委員外議員の発言を認めることとなりますし、これは委員の皆さんの発言が全て終了してからでないと諮れないことになっておりますので、皆さんの発言がなければお諮りをしたいと思います。よろしいですか。申し出のとおり委員外議員の発言を認めることとしてよろしいでしょうか。（異議あり・なし）異議がありますので、挙手にてお願いします。賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）過半数を超えておりますので、委員外議員の発言を認めます。渡辺議員は委員外議員席に着いてください。（渡辺議員着席）

渡辺議員　今ほどは、私の委員外発言をお許しいただきましてありがとうございます。委員外発言で、数年前の調査をする目的は、今ほども市長が言ってましたけれども、消防庁舎の議決を回避したことが適切であったかどうかを明らかにすることで、今後、そのことが公平、公正な行政運営を促し、また、将来の住民の利益を守るためのものだと思いますので、いくつか質疑をさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。まず、第一点目ですけれども、前回いただきました行政実例の資料の中では、特別な事由により2カ年にわたり予算措置によって取得することは、行政実例上ありえるというふうに示され、また、議会の議決を経ずにすることも問題がないということをお答えいただきました。私のほうからは、特別な事情がないという場合であるならば、議会の議決は必要ですかの質疑に対しては、必要ですとの答弁もいただきました。そこで会議録をつぶさに確認させていただきましたが、前市長が候補地を決定した時期が22年12月末にもかかわらず、閉会中の23年1月の委員会での説明がないままに、2月議会の予算書と同時に基本計画が示され、2カ年にわたって土地を取得するというスケジュールでありました。その際、2カ年にわたる明確な説明もありませんでしたし、先ほど市長が言ってましたが、予算委員会の中で現市長である佐藤雅一議員が、議会議決が必要なはずだと質疑していますが、その予算委員会の中でも、その後の委員会の中でも、特別な事由があって議会議決が必要でないとの答弁は一切ありませんでした。ところが23年11月17日の総務文教委員会では、当時の消防長が「全体の敷地購入ということでございますので、一括の交渉を進めて参ったということ、その全体の7名の交渉が順調に進んでいる中で、今後見通しが立ちましたので、年度内に計画通り購入を具体的にしていきたい」と明確に会議録に載っております。これを読む限り、確実に当時の消防長が全体の敷地購入、一括の交渉を進めていることは明らかであります。また、仮に23年度で全て買うだけの予算を付けられなかったという特別な事情があったということにしたとしても、渋川出張所の購入費が必要なくなった時点で、消防庁舎の土地を一括で購入する予算の確保はできたわけですから、11月17日の委員会で一括の交渉を進めていると言っている以上、予算不足を理由に、議会議決を必要ないとする説明も合理性に欠けていると私は考えておりますので、これらについて、今後は総務課としても対応をしていただきたいと思いますけれども、総務課長は

いかがでしょうか。

遠藤委員長　委員外議員による発言の申し合わせの中で、表決権のない委員外議員に質疑の権限が与えられていないので、意見と提言の発言ということでお願いしています。委員外議員の提言ということで、お答えいただきたいと思います。

佐藤市長　今ほど渡辺議員がおっしゃられたとおりだと、私も認識しております。当時の職員が財務ルールをよく認識していなかったことによる齟齬ではないかと思っております。本来ならば、地権者がすでに決まって、調印している段階で、議会の議決に付すべき要件を満たしていれば、当然、議会の議決に付すべきものであろうと。予算が2カ年度に渡ろうが、3カ年度に渡ろうが、1件処理をするべき事案だと、私は認識しております。これは、財政課も総務課も全てが、今の職員のほうはそう認識しているだろうと思っておりますが、当時の市長以下、この用地の取得に関わった職員はそこまで認識をしていなかったことが、この齟齬を招いたのではないかと思っておりますので、今後このようなことがないようにやっていきたいと思っております。用地の取得は議会の議決に付すべき要件を満たしていれば、やはり議会の議決に付さなければ、議会軽視と言われても致し方ないところだと思いますし、財務ルール上、やはりルールに沿った事務処理がなされるべきものだろうと思っておりますので、今、渡辺議員がおっしゃられることは、ごもっともだと認識しておりますので、今後の事務処理の糧にしていきたいと思えます。

渡辺議員　今、市長のほうから明確に考え方を示していただきましたので、私のほうからは、今回、最高裁の16年の判決を考えれば、先ほど市長は違法ではなく適法ということもありました。確かに行政法上、肯定力がありますので、今さらそのことをどうこうできるわけではないんですけど、私がこの会議録を詳細に調べた段階では、17号線の4車線化の計画も、土地契約の前に本来は判明していたものを、その報告を遅らせて、地権者との仮契約を済ませてから説明してくるなど、これらの一連のことを考えますと、初めからこの土地が水害危険地域であり、議会の議決が難しいと考えて、議会の議決を回避してでもこの土地を購入しなければならない、何らかの理由があったと推察するに十分な検証があるのではないかと考えました。前市長時代のその土地の取得契約も、議会議決の判断に必要な事情の開示、そのほかの土地取得契約も議会議決の判断に必要な情報の開示を遅らせるなど、公平性、公正性に欠け、情報公開に問題が多かったと、私は認識しております。そういった意味で、この点について、今後、情報公開、公平公正な行政運営について、佐藤市長がどうお考えか、お聞かせいただきたいと思えます。

遠藤委員長　提言という形でお願いします。

佐藤市長　今の情報公開の部分ですね。しっかりと事前に市民に、この用地で何々をしていくんだというような方向性を、計画した段階で市民に対してしっかり情報を出して、皆さん方の意見、市民の意見を聞きながら行政をやっていくという必要が出てくるんだろうと思っておりますので、今の消防庁舎の用地の決定について、どういった意図があったか、力が作用したのかというのはなかなかわからないし、本人以外にわからない部分がありますので、そこにメスを入れようという気はありませんが、将来にわたっては、しっかりと市民に説明責任ができる形で、今後は取り組んでいきたいと思っております。

遠藤委員長　それでは、市長のほうから提言を受け入れていただいたという形になりました

ので、委員外議員は退席をお願いします。（渡辺議員退席）市長のほうから答弁をいただき、今後、このようなことがないようにということで、将来に向けたお話もいただきましたので、本件につきましては、本委員会といたしましては以上としたいと思います、よろしいですか。（異議なし）本件については以上といたします。しばらくの間休憩とします。

休 憩（10：55）

再 開（11：08）

・冬期間の空き家対策の現状について

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。続きまして、冬期間の空き家対策の現状についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

森山企画政策課長 （資料「空き家に関する除雪等緊急措置」により説明）

遠藤委員長 執行部から説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 1 ページ目の市が行う緊急措置の中で、所有者等からの対応依頼があったもの、また、対応しない場合ということで、市が除雪作業をすると。結果的に所有者に費用を請求するんですが、依頼がなかった場合に除雪作業をして請求するという法律的な根拠があるんですか。

小峯まちづくり室長 その件に関しましては、依頼があるなしに関わらず、近隣の住民が家屋、生命等に危害を加えるおそれがあるということであると、当然、所有者が適正に管理しなければならないということでもありますので、それをしていないということですので、それを、緊急措置を理由に請求をさせていただくということでございます。

森山委員 依頼がなくても、そういう対応した場合には請求権があるということでしょうか。

小峯まちづくり室長 はい。そのとおりでございます。

森山委員 管理者不在等による未請求があるわけですが、これは時効とかそういったものは、どの程度となっていますか。

小峯まちづくり室長 時効等については、通常の請求権の消滅ということになると思うんですが、こちらの所有者を特定できないという内容が、相続放棄された家屋が結構あります。相続放棄された物件については、国のものでも市のものでも、個人のものでもないということで、現在、完全に宙に浮いた状態になっております。所有を確定させるためには、弁護士を立てて財産管理の問題を裁判所に提起して、それで所有者を確定させるということが必要になってくるんですけれども、市といたしましても、市が取得したといっても使えないということで、そういった手続きは取っていないという形になっております。

森山委員 簡単に言うと、どうしようもないということでしょうか。

森山企画政策課長 委員のおっしゃるとおり、特に相続放棄をされた物件については、所有者が誰もいないということで、やはりそうなりますと、隣近所の方々の安全安心を確保するためには、市がやらなければならないというところに返ってくるということになるろうか

と思います。

富永委員 空き家の数について質疑させていただきます。前の委員会でも質問したことがあったんですけども、空き家の現在の総数を、その時点で全部把握してないということでしたが、その後、把握できている数はどのくらいになったのでしょうか。

小峯まちづくり室長 この空き家の調査については、平成 26 年度末に行っておりまして、その時点で約 320 戸の空き家が確認されております。そのあと取り壊し等で減ったり、新たに空き家になったというのがありますが、現在のところ 320 戸ということでございます。

富永委員 フローチャートにも空き家の数を把握すると書いてありまして、先ほどの説明の中で聞き取り調査をするというお話でした。どんな方法をもって聞き取りをされるのでしょうか。

森山企画政策課長 適正管理されない空き家につきましては、320 棟のうち適正管理をされている家屋を除いた、荒れているというようなところについての把握ということになりますけれども、地域の嘱託員さん、区長さん、そういった方々にもお願いをしまして、地域にそういった管理をされていない空き家があれば情報の提供をお願いするというようなことで調査をしてございます。

遠藤委員長 この件につきましては、また特別措置法の関係もありまして、いろいろ調査も進むということですので、委員会として引き続き調査をしていくということでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。次に議会報告会なんですが、一部日程を変更したいと思います。議会報告会のことについては、内部の協議になりますので、日程を入れ替えまして、日程第 11 と日程第 12 を先に進めさせていただき、最後に所管事務調査の議会報告会の関係について協議したいと思います。異議ありませんか。（異議なし）

（11）閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第 11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（12）その他

・入広瀬地区コミュニティバス実証実験の乗降者数について

遠藤委員長 日程第 12、その他を議題といたします。資料が配付されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。なお、本日は、説明等を聞くにとどめ、今後、必要において、所管事務調査をしていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いします。まず、第一点目ではありますが、入広瀬地区コミュニティバス実証実験の乗降者数について、青木北部振興事務所長より説明を求めます。

青木北部振興事務所長 （資料「入広瀬地区コミュニティバス実証実験」により説明）

遠藤委員長　ただいま執行部から説明がありました。先ほど申し上げましたとおり、今回は聞き置く程度ということで、いろんな調査が進み、資料提出ができるようになりました、また、委員会で調査をさせていただきたいと思います。

・個人市民税における寄附金税額控除の対象法人の指定について

遠藤委員長　続きまして、個人市民税における寄附金税額控除の対象法人の指定について、桜井税務課長より説明を求めます。

桜井税務課長　（資料「個人市民税の寄附金税額控除の対象法人の指定について」により説明）

遠藤委員長　ただいま執行部から報告という形で説明がありました。これにつきましては、本委員会では初めての案件でありますので、質疑を受け付けたいと思いますが、質疑はありますか。

森山委員　高校生に支給するということを書いてありますが、親の収入みたいな形にならないといいがと考えますが、その辺はいかがですか。

桜井税務課長　その辺については、ここの財団のほうで審査をしてやるかと思います。審査員のほうに魚沼市の市長とか、南魚沼市の市長とかが入ったと思っております。親が使うかという部分はなかなか難しいと思いますが、子供の修学資金として、入学準備金、それから月額奨学金として月 5,000 円を支給するという形になっております。高校 1 年生のときだけということで、今のところはそういったところですが、寄附額が多くなればまた追加もあるのかなという気もしております。

森山委員　私が言うのは、いくら子供に支給するといったって、受取人は親の口座に入れるという話になると思うんです。そうした場合、親が所得税の対象になるのか、ならないのかを聞いたかったんです。その辺はどうですか。

桜井税務課長　寄附した人の所得税が控除になるということで、受け取った人の控除ではないので、魚沼市民がこの未来基金に、いいことだからということで寄附した人がいると。その寄附した人に対して税額を控除する。今ほどの話は給付を受けた人の話だと思うんですが。

遠藤委員長　恐らく親の所得に加算されるんじゃないかということじゃないかと思います。

桜井税務課長　給付型の奨学金が非課税対象なのか、課税対象なのか、今、そこまで調べておりません。

遠藤委員長　後ほど機会がありましたらお願いします。

佐藤市長　奨学金なので、ほかの奨学金と同じ取り扱いということだと思います。

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（10：38）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再 開 (11 : 40)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては、またいろいろな制度上の問題等もあるようですので、引き続き委員会としても報告をいただきたいと思います。ほかに執行部からの報告事項として企画政策課長から報告いただきます。

森山企画政策課長 (資料「平成 28 年度ふるさと結寄附金(ふるさと納税)の寄附状況について」により説明)

遠藤委員長 これにつきましては、まだ途中経過ということでもありますので、報告のみとさせていただきます。ほかに執行部からありますか。(なし) ないようでしたら、これからは内部の協議になりますので、これで執行部の皆さんは退席をお願いします。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (11 : 42)

(執行部退席)

再 開 (11 : 43)

(10) 所管事務調査について

・議会報告会における意見・要望等について

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。議会報告会における意見・要望等についてを議題といたします。12 月 6 日付けで、議長及び各議員に報告がなされ、総務委員会の所管となりました意見、要望について、その取り扱いを検討、協議させていただきます。当委員会の取り扱い区分は、配布資料のとおりです。この中で皆さんが A ランクと判断されたものについて、今後、どう取り扱うか協議させていただきます。きょうのところは、何を優先的に扱っていくかの順位付けをさせていただき、次の委員会から所管事務に取り入れ、協議を進めて参りたいと思います。配付資料「平成 28 年第 2 回議会報告会 意見・要望取扱い区分」の、総務委員会の該当は 13 番から 23 番までです。このうち A ランクは 14、17、19、20、21、22、23 番です。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議とさせていただきます。

休 憩 (11 : 45)

(休憩中に自由討議)

再 開 (11 : 51)

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。議会報告会における調査案件ですが、当委員会におきましては、17 番の冬期間の除雪をコミ協等がやっている制度を、今、どうなっているかも含め、調査をしていきたいと思っております。また、21 番、市内のネット回線の状況と、1 地区だけ整備されていないことに対する市の方向性を協議したいと思います。この2点でよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定しました。その他、委員のみなさんから、ご意見・協議事項等はありませんか。

富永委員　総務委員会で議論すべきなのか、議会改革特別委員会なのか判断しかねるんですけれども、今回、秘密会という取り扱いをしました。どの場面だったかで、それについて検討しようという話があったと思うんですけども、ぜひ、その辺を検討して、委員会条例の見直しなりを検討する場面があったらいいなと思っています。

遠藤委員長　議長に総務委員会から報告を申し上げ、議長のほうから議運でやるのか、議会改革でやるのか判断いただき、取り上げていただくように提言していきたいと思います。ほかにありませんか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会（11：53）